

賃貸住宅にお住まいのあなたに、新しい保険ができました

LASHICお部屋の保険【賃貸住宅入居者総合保険】

補償内容

※詳細は「約款」をご確認ください

火災リスクをはじめ、自然災害リスク、日常災害リスクなどから家財の損害を補償するほか、家庭をとりまくリスクも併せて幅広く補償します。

1 家財の補償

火災などのリスク			自然災害などのリスク	
火災 失火やもらい火などによる	落雷 電化製品の破損など	破裂・爆発 ガス爆発など	風災・雪災等 台風など（地震は除く）	床上浸水 水災による
			 20万円以上の損害※老朽化等による雨漏りは対象外	 条件を満たした場合、家財保険金額の50%限度
その他のリスク				
水ぬれ 給排水設備に生じた事故による	物体落下・飛来・衝突・倒壊 建物外部からの	暴力行為・破壊行為 集団行為や労働争議による	盗難 家財・現金などの	その他 不測かつ突発的な事故
 窓の閉め忘れによる雨の吹込みなどを除く			 警察へ盗難被害の届出・受理要。対象により限度あり	 支払金額の限度あり

再調達価額(※1)を基準に保険金をお支払します。ただし、家財および貴金属・宝石・美術品等の盗難については時価額(※2)が基準になります。

※1:同等の家財を再取得するのに必要な金額 ※2:同等の家財を再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した金額

2 万一の出費も補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額
臨時宿泊費用	火災などで借戸室が半損以上の損害を被り居住できなくなったため、一時的に宿泊施設に宿泊する場合、要した費用（食事代等を除き部屋代に限り）をお支払いします。	10泊までの宿泊費用（実費、20万円限度）
被災転居支援費用	火災などで借戸室が半損以上の損害を被り居住できなくなったために、他の賃貸住宅に転居するため支出した費用をお支払いします。	転居先の賃貸借契約諸費用・引越費用(40万円限度/実費)
残存物取り片付け費用	火災などで焼き出された家財の取片付費用や処分費、運搬費などの費用をお支払いします。	実費(家財保険金の10%限度)
失火見舞費用	火災などでご近所に損害を与えた場合の見舞費用をお支払いします。	1 被災世帯あたり20万円（家財保険金額の20%限度）
修理費用	火災などで借戸室に損害が発生し、賃貸借契約に基づいて修理を行った場合、その費用をお支払いします。（水道管凍結、熱割れ等を含みます。）	実費(100万円限度)
被保険者死亡時修理費用	被保険者が借戸室内で亡くなったことにより損害が発生し、その被保険者に代わって借戸室の修理をすべき者（注）が修理を行った場合、その費用をお支払いします。（注）被保険者の法定相続人、連帯保証人および財産相続管理人を含みます。	実費(100万円限度)
ピッキング防止費用	盗難またはいたずらによるピッキング（錠破り）のため支出した、鍵シリンダー等の交換費用をお支払いします。	実費(5万円限度)
ストーカー対応費用	ストーカー行為等を受け、保険期間中に警察等に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づいて申出等を行い受理された場合に、ストーカー被害から被保険者の安全または平穏を守るために支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。	1 保険期間につき5万円限度
損害防止費用	消火活動のために消費した消火薬剤等や損傷したものの修理費用等、損害の発生、拡大の防止および軽減に支出した必要または有益な費用をお支払いします。	実費

（注） 1（家財の補償）と 2（万一の出費も補償）を合わせて、家財保険金額が限度となります。

3 賠償事故にもあんしん補償

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額
入居者賠償責任補償	火災、爆発、給排水設備事故による水濡れ、盗難、借戸室内での被保険者死亡事故、等で借戸室に損害を与え、家主に対して損害賠償責任を負った場合にお支払いします。  (例) 火災を起こし、家主さんに賠償しなければならなかった  (例) 部屋で爆発事故を起こした	1 事故につき1,000万円限度。盗難については100万円限度とし、1 保険期間につき1 回限り
個人賠償責任補償	借戸室の使用・管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する日本国内での偶然な事故により、他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。  (例) 洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした  (例) 買い物中、誤って商品を落とし、壊した	1 事故につき1,000万円限度

（注）1 事故における入居者賠償責任保険金と個人賠償責任保険金のお支払合計額は、1,000万円が限度となります。

補償プラン・保険料

補償プラン	ベーシック1	ベーシック2	スタンダード	充実補償1	充実補償2
家財保険	200万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円
入居者賠償責任補償	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
個人賠償責任補償	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
保険料 年払保険料	5,200円	6,600円	9,400円	13,500円	16,300円
保険料お支払方法	申込書にてご確認ください				

保険金をお支払いできない主な場合

▶ 詳細は、「約款」をご参照ください。

家財補償、臨時宿泊費用、被災転居支援費用、残存物取り片付け費用、失火見舞費用、修理費用、被保険者死亡時修理費用、ピッキング防止費用、ストーカー対応費用、損害防止費用

●保険契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反。ただし、被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取る場合は、その者またはその者の故意、重大な過失、法令違反。ただし、その他の者が受け取るべき金額については除きます。●保険契約者または被保険者が、所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ●火災等の事故の際における家財の紛失または盗難 ●家財が屋外にある間に生じた事故。ただし、借戸室が一戸建てにおいては門、塀、垣等により囲まれた敷地内の柱および屋根のある付属建物内に収容された家財の盗難、借戸室が集合住宅、団地等においては借戸室に付属した柱および屋根のある屋外駐輪場建物内に収容された自転車の盗難を除きます。●戦争、武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似する事変、暴動 ●地震、噴火、津波 ●核燃料物質、その他有害な化学物質、空気等の汚染

入居者賠償責任補償

●契約者または被保険者の故意によるもの ●被保険者の心神喪失によるもの ●保険契約者または被保険者の指図によるもの ●保険契約者または被保険者による借戸室の増改築、取り壊し等の工事によるもの ●被保険者と借戸室の貸主との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任によるもの ●被保険者が借戸室に付属した柱および屋根のある屋外駐輪場建物内に収容された自転車の盗難を除きます。●戦争、武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似する事変、暴動によるもの ●地震、噴火、洪水、津波によるもの ●核燃料物質、その他有害な化学物質、空気等の汚染によるもの

個人賠償責任補償

●保険契約者または被保険者の故意によるもの ●被保険者の職務遂行に起因するもの ●被保険者の心神喪失によるもの ●保険契約者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因するもの ●被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因するもの ●被保険者の同居の親族に対する賠償責任 ●被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害、精神の障害に起因するもの。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。●被保険者と第三者との間で損害賠償に関して特別な約定によって加重された賠償責任によるもの ●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対するもの。ただし、水濡れ損害の場合を除きます。●保険契約者または被保険者の航空機、船舶、車両（自転車を除く。）、銃器（空気銃を除く。）の所有、使用または管理に起因するもの ●戦争、武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似する事変、暴動によるもの ●地震、噴火、洪水、津波によるもの ●核燃料物質、その他有害な化学物質、空気等の汚染によるもの

家財保険の対象に以下のものは含まれません。

●船舶（ヨット、モーターボート、ボートを含みます。）、航空機、自動車（自動三輪車、自動二輪車を含みます。）、原動機付自転車ならびにこれらの付属品 ●現金、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、キャッシュカード、クレジットカード、プリペイドカード、商品券、定期券、乗車券その他これらに類するもの。ただし、現金、預貯金証書は盗難による損害が生じたときは、生活用のものに限り、家財とみなします。●貴金属（腕時計を含みます。）、宝玉、宝石ならびに書画、骨董、彫刻物、その他の美術品で1個または1組の価額が10万円を超えるもの。ただし、盗難による損害が生じたときは、生活用のものに限り、家財とみなします。●義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類するもの ●動物および植物等の生物 ●稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これに類するもの ●磁気テープ、磁気カード、磁気ディスク、磁気ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、フィルム、データその他これらに準ずるもの ●CD、DVD、MD等の記録媒体またはMP3プレイヤー、ポータブルAVプレイヤー等の電子機器に記録されているプログラム、ファイル、データその他これらに準ずるもの

必ずお読みください

ご契約前に必ず「重要事項説明書」をご確認ください

「重要事項説明書」は、ご契約に際してご確認いただきたい事項を記載した「契約概要」、ご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載した「注意喚起情報」、「その他重要事項」の3つで構成されています。内容を十分にご確認の上、お申込みください。

ご契約時にお知らせいただきたいこと（告知義務）

保険契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出いただく義務（告知義務）があります。申込書において告知事項となっている次の事項の記載が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

①借戸室の所在地（共同住宅の場合は戸室を特定できる号室を含む）及び用途 ②被保険者の氏名及び生年月日 ③被保険者と同居する者の人数 ④他の保険契約、共済契約の有無

クーリングオフについて

個人のご契約につきましては、ご契約の撤回または解除を行うことができる「クーリングオフ制度」があります。詳細につきましては、「重要事項説明書 Ⅱ. 注意喚起情報 2. クーリングオフ（契約申し込みの撤回等について）」をご確認ください。

ご契約後にお知らせいただきたいこと（通知義務）

ご契約後に次の変更事項等が発生した場合、または変更をご希望の場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

①保険契約者の変更（名字変更を含む。）②前記の告知事項の①から④の事項に変更が生じたとき

事故が発生したときは

事故が発生した時には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご通知ください。ご連絡がない場合、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

賠償責任事故の場合

賠償責任事故にかかわる示談につきましては、必ず弊社とご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に弊社にご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険金をお支払した後の契約

家財保険金の支払額が、1回の事故につき家財保険金額に達したときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。保険契約が終了する場合を除き、弊社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は減額されません。

この保険契約について

●この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、弊社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。●この保険契約の保険料は、保険料控除制度の対象ではありません。

ご契約の更新について

保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に対して更新契約の内容を書面または電磁的方法により通知します。また、保険期間満了日の2週間前までに保険契約者から更新しない旨のお申出がなく、かつ、保険期間満了日までに更新保険料をお支払いいただいた場合に保険契約を更新します。

■取扱代理店

■引受少額短期保険会社

LASHIC少額短期保険株式会社

〒150-0012 東京都渋谷区渋谷1-1-11 青山SILビル4階

TEL：03-6712-6436

受付時間：月～金 9：00～17：00

（土日・祝日・年末年始の休業日を除く）

LC募文2023-6-LC014